

糸島市補助金設計書

所管課 農地政策課

補助金名称	鳥獣被害防止総合対策事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市農業振興事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策1_農林水産業の振興

施策①_農林水産業の活性化

1 補助の目的

糸島市内において、農作物に被害を与えるイノシシの侵入を防ぐため侵入防護柵を設置する。農作物の被害を防止することにより、農業者の生産意欲の高揚と経営の安定化を図ることを目的とする。

2 成果指標

指標① イノシシによる農産物の被害額(年間)

目標値① 14,585 (単位) 千円

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

国庫補助事業を活用しイノシシ用侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵、電気柵)を購入する事業。協議会が取りまとめて国庫補助事業の申請を行い、購入した侵入防止柵を設置申請農業者へ配布し、農業者が侵入防止柵を設置する。

【補助対象者】

糸島市鳥獣害防止対策協議会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

イノシシ用侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵、電気柵)を購入する費用のうち、交付金額を超えた額。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 3 分の 1

【補助限度額】 1,200,000 円

【積算根拠ほか】

侵入防止柵購入額が交付金額より高い場合は、農業者に負担金が発生する。交付金額を超えた額を市費補助金の補助対象経費とする。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 7 年度 まで